

国民体育大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン

1. 趣旨

このガイドラインは、国民体育大会（以下「大会」という。）におけるアンチ・ドーピングに関する基本的な事項を定めるものとする。

2. アンチ・ドーピング活動の内容

(1) ドーピング検査

公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）が定める「日本アンチ・ドーピング規程」に基づき、次のとおりドーピング検査を実施する。

1) 競技会検査（ICT: In-Competition Testing）

競技会検査（ICT）は、JADAが定める「国民体育大会競技会検査実施要項（以下「競技会検査（ICT）実施要項」という。）」に基づき実施する。

競技会検査（ICT）の準備は、JADAが定める「国民体育大会競技会検査準備マニュアル（以下「競技会検査（ICT）準備マニュアル」という。）」に基づき行うものとする。

2) 競技会外検査（OOCT: Out-of-Competition Testing）

競技会外検査（OOCT）は、JADAが定める「国民体育大会競技会外検査実施要項（以下「競技会外検査（OOCT）実施要項」という。）」に基づき実施する。

競技会外検査（OOCT）の準備は、JADAが定める「国民体育大会競技会外検査準備マニュアル（以下「競技会外検査（OOCT）準備マニュアル」という。）」に基づき行うものとする。

(2) アンチ・ドーピングに関する教育

「日本アンチ・ドーピング規程」に基づき、次のとおり大会の本戦に参加する選手、監督、選手団本部役員帯同スポーツドクター（以下「スポーツドクター」という。）、選手団本部役員帯同アスレティックトレーナー（以下「アスレティックトレーナー」という。）及び少年種別に参加する選手の保護者（以下「保護者」という。）に対して、アンチ・ドーピングに関する教育（情報提供及び啓発を含む）（以下「教育」という。）を実施する。

教育は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「JSPO」という。）が定める「国民体育大会におけるアンチ・ドーピング教育活動実施要項（以下「実施要項」という。）」に基づき、国体本戦参加前及び大会期間中に実施する。

大会期間中の教育の準備は、JSPOが定める「国民体育大会アンチ・ドーピング教育活動準備マニュアル」に基づき行うものとする。

3. 実施体制

JSPO、開催地都道府県（以下「開催県」という。）実行委員会、会場市町村実行委員会、JSPO加盟競技団体、JSPO加盟都道府県体育・スポーツ協会、開催県体育・スポーツ協会、開催県競技団体などの関係者機関・団体は、協力して大会におけるアンチ・ドーピング活動を実施する。

4. 関係者機関・団体の役割

関係者機関・団体の役割はそれぞれ次の事項を中心に担うものとする。

(1) JSPO

1) 実施要項に基づき、教育を行う。

2) 大会の本戦に参加する選手、監督、スポーツドクター、アスレティックトレーナー及び保護者に対し教育を義務付ける。教育の内容は実施要項に定める。

- 3) 選手、監督、スポーツドクター、アスレティックトレーナー及び保護者に提供するためのアンチ・ドーピング教育等に関する教材等を JADA と連携し、JSPO 加盟団体へ展開する。
- 4) 関係者機関・団体と協力し、JADA と連携のもと、教育活動実施に向けた準備を行う。
- 5) 大会期間中の教育に必要な準備を行う。
- 6) 開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会に、アンチ・ドーピング活動の実施への協力について周知する。
- 7) JADA と連携し、ドクターズ・ミーティングにおいて、スポーツドクター及びアスレティックトレーナー等に対してアンチ・ドーピング活動に関する最新情報を提供する。
- 8) JADA と連携し、大会本戦前及び開催中に広くクリーン・スポーツの価値に関する啓発を行う。

(2) JADA

- 1) ドーピング検査の計画・準備・実施
 - ① ドーピング検査の計画を立案する。
 - ② JSPO をはじめとする関係者機関・団体と協力し、ドーピング検査の実施に向けた準備を行う。
 - ③ ドーピング検査の計画立案・準備のため、必要に応じて次の事項を実施する。
 - (i) 競技会開催施設の事前視察及び競技会検査 (ICT) 実施会場の選定
 - (ii) 開催県主催競技運営担当者会議等への出席及びドーピング検査についての説明
 - (iii) 競技会検査 (ICT) 実施会場における競技会検査 (ICT) 準備マニュアルに基づく事前準備及び確認
 - ④ 競技会検査 (ICT) 実施要項及び競技会外検査 (OOCT) 実施要項に基づき、ドーピング検査を実施する。
- 2) 教育実施への連携・協力
 - ① JSPO が実施する教育活動に協力する。
 - ② 選手、監督、スポーツドクター、アスレティックトレーナー及び保護者に配付するための教育に関する資料・教材等を JSPO と連携して作成し、JSPO に提供する。

(3) 開催県実行委員会

- 1) 次の者を競技会役員又は競技役員と同等に扱うものとする。
 - ① 大会会期中に実施されるドーピング検査担当者として JADA に指名された JADA 認定ドーピング・コントロール・オフィサー (DCO)
 - ② シャペロン (ドーピング検査補助役員)
 - ③ 教育活動支援・視察スタッフ
- 2) 会場地市町村実行委員会におけるドーピング検査の準備及び実施に協力する。
- 3) 会場地市町村実行委員会と JADA との連携促進に協力する。
- 4) 総合開会式会場における教育の準備及び実施の際には、アンチ・ドーピング教育活動準備マニュアルに基づき、JSPO に協力する。

(4) 会場地市町村実行委員会

- 1) 競技会役員である JADA 事務局担当者の他に、次の者を競技役員又は競技役員と同等に扱うものとする。
 - ① 大会会期中に実施されるドーピング検査担当者として JADA に指名された JADA 認定ドーピング・コントロール・オフィサー (DCO)
 - ② シャペロン (ドーピング検査補助役員)
 - ③ 教育活動支援・視察スタッフ
- 2) 競技会検査 (ICT) の準備及び実施の際には、競技会検査 (ICT) 準備マニュアルに基づき、JADA に

協力する。

- 3) 競技会外検査（OOCT）の準備及び実施の際には、競技会外検査（OOCT）準備マニュアルに基づき、JADA に協力する。
- 4) 各競技会場における教育の準備及び実施の際には、アンチ・ドーピング教育活動準備マニュアルに基づき、JSPO に協力する。

(5) JSPO 加盟競技団体

- 1) 大会開催内定前の競技会場選定の際には、JADA が定める「ドーピング検査室設置マニュアル（以下「検査室設置マニュアル」という。）」を参考に、ドーピング検査の実施の可能性を視野に入れた会場確認に協力する。
- 2) ドーピング検査実施においては、準備及び調整について JADA に協力する。
- 3) 選手、監督、スポーツドクター、アスレティックトレーナー及び保護者への教育活動に協力する。

(6) JSPO 加盟都道府県体育・スポーツ協会

1) 教育の実施

- ① JSPO 及び JADA と連携し、選手、監督、スポーツドクター、アスレティックトレーナー及び保護者に対し、実施要項に基づき大会本戦参加前の1年以内に教育を実施するとともに、その受講の徹底及び指導を行う。
- ② 選手の「国民体育大会ドーピング検査同意書」にある「国民体育大会選手カード」に記載のアンチ・ドーピング教育履歴の記載を確認した上で、国体参加申込システムから参加申込を行う。
- ③ 監督、スポーツドクター、アスレティックトレーナーの「国民体育大会アンチ・ドーピング教育履歴確認カード」に記載のアンチ・ドーピング教育履歴の記載を確認した上で、国体参加申込システムから参加申込を行う。
- ④ 競技会検査（ICT）実施要項に基づき、選手、監督、スポーツドクター、アスレティックトレーナーに対して競技会検査（ICT）についての規則等を周知徹底する。

2) 情報提供・啓発活動の実施

各都道府県薬剤師会所属のスポーツファーマシスト等と連携し、選手、監督、スポーツドクター、及びアスレティックトレーナーへの薬の使用に関する情報提供及び・啓発活動を実施する。

3) 競技会外検査（OOCT）実施への協力

- ① 競技会外検査（OOCT）実施要項に基づき、競技会外検査（OOCT）実施に協力する。
- ② 競技会外検査（OOCT）実施要項に基づき、該当競技者及びサポートスタッフに対する競技会外検査（OOCT）についての規則等の周知徹底に協力する。

(7) 開催県体育・スポーツ協会

上記「(6)JSPO 加盟都道府県体育・スポーツ協会」の事項の他、開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会と連携し、開催県内における次の事項に協力する。

開催県薬剤師会及び開催県薬剤師会所属のスポーツファーマシストと連携し、薬に関する問い合わせホットラインや大会会期中の医療機関・店舗等での質問対応等が円滑に進むように体制を整備する。

(8) 開催県競技団体

- 1) 競技会実施に向けた準備の際には、会場地市町村実行委員会及び JSPO 加盟競技団体と協力し、検査室設置マニュアルを参考に、ドーピング検査実施を視野に入れた、競技会場内の諸室の配置に協力する。
- 2) ドーピング検査実施対象競技となった場合には、会場地市町村実行委員会及び JADA と協力し、競技運営の一部としてドーピング検査実施が可能となるよう、競技会検査（ICT）準備マニュアルに基づき、ドーピング検査実施に対し調整及び協力する。

3) 選手、監督、スポーツドクター及びアスレティックトレーナーへの教育活動に協力する。

5. 費用負担

費用負担は原則として次のとおりとする。

(1) ドーピング検査

1) ドーピング検査実施費用

ドーピング検査実施に係る費用は日本スポーツフェアネス推進機構が支払う。JSPO は日本スポーツフェアネス推進機構へ分担金を支払う。

なお、費用には分析費、ドーピング・コントロール・オフィサー (DCO) 及びシャペロン (ドーピング検査補助役員) 謝金、ドーピング・コントロール・オフィサー (DCO) 及び JADA 職員旅費、検査キット類代、飲料代、用具送料、オペレーションルーム設置費等を含む。

2) ドーピング検査室設置費用

ドーピング検査室設置に係る費用は会場地市町村実行委員会等が負担する。

なお、費用には、ドーピング検査室内に必要な備品 (机、椅子、パーテーション、トイレ等) に係る費用を含む。

(2) 教育活動

JSPO が直接行う教育活動に係る費用は JSPO が負担する。

6. アンチ・ドーピング規則違反に関する手続き・処分等

JSPO が別に定める「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」に基づき実施する。

7. ガイドラインの変更

このガイドラインは、国民体育大会委員会の決議によって変更することができる。

8. その他

このガイドラインに関連する各種の実施要項及びマニュアルを制定・改定する際は、JADA と JSPO が事前に協議するものとする。

9. 附則

このガイドラインは、平成 23 年 12 月 15 日から施行する。

このガイドラインは、平成 27 年 3 月 12 日に改定し、同日から施行する。

このガイドラインは、平成 27 年 6 月 11 日に改定し、同日から施行する。

このガイドラインは、平成 30 年 4 月 1 日に改定し、同日から施行する。

このガイドラインは、令和元年 6 月 13 日に改定し、同日から施行する。

このガイドラインは、令和 4 年 6 月 7 日に改定し、同日から施行する。